

平成 31 年 4 月 3 日

関係者各位

再生債務者 株式会社 MTGOX

再生管財人 弁護士 小林 信 明

破産債権届出のない自認債権に対する届出債権者からの異議に関するお知らせ

※ 本お知らせは、本民事再生手続において債権の届出を行っておらず、かつ、破産手続時にも債権の届出を行っていない自認債権者に向けたものです。

※ 本民事再生手続において再生債権届出を行った債権者(X 又は Y から始まる債権者番号が付されている債権者) は、以下のお知らせをお読みいただく必要はありません。また、再生債権届出を行っていないものの、2018 年 6 月 22 日に中止した MTGOX の破産手続において破産債権届出を行った債権者(破産手続時に A 又は B から始まる債権者番号が付された債権者) も、以下のお知らせをお読みいただく必要はありません。

1. 破産債権届出のない自認債権に対する一部の届出債権者からの異議

再生管財人は、民事再生法の規定に従い、本民事再生手続において再生債権の届出を行わなかったものの、MTGOX のビットコイン取引所に残高があるユーザーの債権を、「自認債権」として認否書に記載しました(自認債権の意味について知りたい方は、「取引所関係再生債権の認否に関する Q&A」(https://www.mtgox.com/img/pdf/20190403_qa_ja.pdf) の Q1-5 をお読みください。)

しかし、2019 年 3 月 28 日に、一部の届出債権者から、自認債権の一部に対して異議が出されました。異議の対象となった自認債権は、本民事再生手続において債権の届出を行っておらず、かつ、破産手続時にも債権の届出を行っていないユーザーの自認債権です。

2. 破産債権届出のない自認債権者が弁済を受けるために必要となる手続

(1) 再生債権の査定申立て

異議を述べられた自認債権者が、今後本民事再生手続において債権者として

弁済を受けるためには、2019年5月7日（日本時間）までに（必着）、東京地方裁判所に対して再生債権の査定申立てをする必要があります。同日までに再生債権の査定申立てをしなかった場合、異議を述べられた債権者の債権は失権することになります。

（但し、今後、仮に異議を述べた債権者によって異議が取り下げられた場合、当該異議の対象となった債権者において査定申立てを行う必要はありません。異議が取り下げられた場合は、再生管財人から改めてその旨ご連絡いたします。）

(2) 査定申立てに関する案内

再生管財人は、異議を述べられた自認債権者が MTGOX のビットコイン取引所に登録していたメールアドレスに、査定申立ての案内を記載した E メールを送信しました。

この案内メールを受領したにもかかわらず、その内容をまだ確認していない自認債権者は、至急内容をご確認ください。

なお、MTGOX のビットコイン取引所に登録していたメールアドレスを使用できないために上記の案内メールの内容を確認できないユーザーは、以下の案内に従ってください。

※ 以下の案内を読む前に、本民事再生手続、又は 2018 年 6 月 22 日に中止した MTGOX の破産手続のいずれかにおいてご自分が債権届出を行っていないか、再度ご確認ください。本民事再生手続において再生債権届出を行った債権者（X 又は Y から始まる債権者番号が付されている債権者）は、下記の案内に従う必要はありません。また、MTGOX の破産手続において破産債権届出を行った債権者（A 又は B から始まる債権者番号が付された債権者）は、下記の案内に従う必要はありません。

① 下記の情報を記載して、本人確認資料の写しを添付した上で、mtgox_assessment@noandt.com にメールを送信してください。

- ・氏名
- ・MTGOX のビットコイン取引所に登録していたユーザーネーム
- ・MTGOX のビットコイン取引所に登録していた E メールアドレス

メールには以下の文言を記載してください。

「私は、異議を述べられた自身の自認債権について、査定の申立てをすることを希望します。」

② 査定の申立てを希望したユーザーに対しては、管財人から査定の申立ての案内を記載した E メールを送信しますので、この案内に従ってください。

※ mtgox_assessment@noandt.com は、査定申立てを希望する旨のメールを受領するためのメールアドレスです。そのため、このメールアドレスに質問を送信しても、再生管財人はこれに対し一切回答いたしません。

お問合せは、下記のコールセンター、又はメールサポートセンターにご連絡ください。

・コールセンター

電話番号：03-4588-3921

受付時間：月曜日～金曜日（日本の祝日は除く）午前 10 時～午後 5 時（日本時間）

・メールサポートセンター

メールアドレス：support@mtgox.com

その他、本件に関する詳細は下記リンクに掲載されている「取引所関係再生債権の認否に関する Q&A」に記載しておりますので、併せてご確認ください。

https://www.mtgox.com/img/pdf/20190403_qa_ja.pdf

※ 再生管財人の事務所への直接のお問い合わせ（訪問、電話、Eメールのいずれも含みます。）には対応ができませんので、おやめくださいますようお願いいたします。

以上